

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、IJU（移住）ターンを促進するため、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「機構」という。）が実施するオーダーメイドツアー（以下「ツアー」という。）を利用して来県する（対象（別表1））県外在住者（海外を含む。以下同じ。）に対し、交通費相当額及び宿泊費相当額を助成する場合の必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、鳥取県内への移住を検討している県外在住者のうち、別表4に規定する相談担当者に面談等で相談を行っている者で、県内関係団体の訪問等、県内への移住の実現に向けた現地活動を行う者とする。

- 2 利用できる回数は、申請者・同行者ともに1年度内に1回とする。
- 3 同一の来県において助成金の対象になる同行者は2名までとする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、別表1の用件のため居住地から鳥取県へ来県する際に要する交通費及び宿泊費とする。ただし、同一来県において次に該当する場合は対象外とする。

- (1) 鳥取県が所管する鳥取県内国内便エアサポート支援事業による航空運賃を利用する場合。
- (2) その他、鳥取県、鳥取県内市町村、機構及びその他の団体が実施する各種交通費助成を利用する場合。

(助成の額)

第4条 助成の額は、別表2、3のとおりとし、予算の範囲内において助成する。

(事前認定手続)

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により認定申請書を別表4に定めるいずれかの相談担当者に提出するものとする。

- 2 前項の認定申請書を受理した相談担当者は、「対象者チェックリスト」を作成し、機構本所以外で受理した場合は、速やかに機構本所に提出するものとする。
- 3 前2項の提出は、支援対象来県の出発日の7日前又は、機構職員による随行を希望する場合は、支援対象来県の出発日の30日前までに機構本所に電子メール、郵送等の形で到着するよう行わなければならない。
- 4 機構は、適正な認定申請書による申請を受理した場合、支援対象来県の出発日の前日までに様式第2号により認定の決定または不決定を行うものとする。
- 5 申請者が、認定を受けた後に、交付限度額が増額となる、支援対象来県の内容の変更をする場合は、速やかに様式第3号により機構へ通知しなければならない。
- 6 機構は前項の通知を受理し、適当と認めた場合は速やかに申請者に対して様式第4号により変更の認定の通知を行うものとする。
- 7 申請者が、認定を受けた後に支援対象来県を中止する場合は、速やかに機構へ通知するものとし、機構は申請者に対して様式第4号により中止の認定通知を行うものとする。

(助成金の交付手続)

第6条 前条第4項による支援の認定の決定を受けた者は、支援対象来県を終了した日から15日以内に、様式第5号に必要事項を記載の上、当該旅行に係る支出内容（金額、利用交通機関等）がわかる領収書等を添えて機構に交付申請を行うものとする。

(助成金交付の決定)

第7条 機構は、前条の申請を受理し、審査の上適当と認めた場合は、速やかに申請者に対して様式第6号により交付決定及び交付額確定の通知を行うものとする。

(助成金の支出)

第8条 機構は、前条による通知を行った場合は、速やかに支払いを行うものとする。

(交付台帳の整理)

第9条 機構は、助成金を支払った場合には、助成金交付台帳(様式第7号)を作成し、これを管理しなければならない。

(押印の省略)

第10条 第5条第1項の様式第1号、第5項の様式第3号、及び第6条の様式第5号の書面への押印は、記名をもって省略することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別添

1 対 象 (別表 1)

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内市町村等の関係団体の訪問及び担当者との面談 ・企業等の採用面接、企業見学会、バスツアー等への参加 ・県内で実施される現地集合の体験ツアー、交流イベントへの参加 ・県等が実施する各種研修会への参加
------	---

2 交付額 (別表 2)

	手 段	交 付 額	
		助成対象経費	助成率 ※100円未満切り捨て (別表 3 を限度額と する)
交 通 費	公共交通機関 (飛行機、鉄道 (JR、私鉄 等)、バス、 フェリーのいずれか) ※タクシーは除く	実質負担額	1 / 2
	自家用車	高速道路代金実費 ガソリン代相当額	
	レンタカー	高速道路代金実費 レンタカー賃借料実費 ガソリン代相当額	
宿 泊 費	鳥取県内の宿泊施設 (旅館、ホテル、簡易宿所 (いわゆるゲ ストハウス、ホステル、カプセルホテル)、 民泊施設のいずれか)	実費負担額	1 0 / 1 0
	市町村のお試し住宅		

※自家用車、レンタカーでの来県の場合は、別表 3 の大人金額を申請 1 件あたりの交付限度額とする。
 ※ガソリン代相当額は、居住地と鳥取県内訪問地との距離計算 (Googlemap等の推奨ルート) を行い、
 1km当たり25円で算出。

3 交付限度額（別表3）

1人当たりの交付限度額

	交付限度額		居住地
	大人（中学生以上）	子ども（小学生）	
交通費	40,000円	20,000円	沖縄県、 <u>海外</u>
	35,000円	17,500円	<u>北海道</u>
	25,000円	12,500円	<u>青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、新潟県、福島県、鹿児島県</u>
	20,000円	10,000円	<u>群馬県、栃木県、茨城県、宮崎県</u>
	17,000円	8,500円	<u>長野県、山梨県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、大分県、熊本県、長崎県、佐賀県</u>
	15,000円	7,500円	静岡県、富山県、福岡県
	10,000円	5,000円	愛知県、岐阜県、三重県、石川県、山口県
	7,000円	3,500円	福井県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、広島県、愛媛県、高知県、徳島県
	5,000円	2,500円	兵庫県、香川県
	3,000円	1,500円	島根県、岡山県
宿泊費	3,000円	1,500円	全国共通

※小学生未満の乳幼児は交付対象外とする。

※下線を引いた都道県を居住地とする場合で、鳥取県内発着の飛行機を利用する場合は、3,000円（子どもは1,500円）を加算した額を交付限度額とする。

4 相談担当者（別表4）

相談担当者
鳥取県内市町村移住定住相談担当者
とっとり暮らしアドバイザー
民間移住支援団体担当者
とっとり暮らしサポートセンター移住相談員
定住機構 就職コーディネーター
定住機構 移住コーディネーター

5 請求に必要な書類（添付書類等）

- (1) 実施レポート1～2
- (2) 交付申請額の算定基礎
- (3) 補助対象経費の領収書等（往復分）

令和 年 月 日

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業認定申請書

下記のとおり、支援認定を受けたいので、オーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

1 利用内容

(1) 来県に係る旅行期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

(2) 交通手段・発着地等

公共交通機関（飛行機、鉄道、バス、フェリー）、自家用車、レンタカー
出発地 () → 訪問先 ()

※いずれも市町村名まで記載すること。

なお、訪問先市町村が複数ある場合は、それら全てを記載すること。

(3) 同行者

氏名 _____ (申請者との続柄:) (区分: 大人 or 子ども)

氏名 _____ (申請者との続柄:) (区分: 大人 or 子ども)

※助成金の対象になる同行者は2名までとする。

2 利用目的（該当するものにチェック）

- 鳥取県内市町村等の関係団体の訪問及び担当者との面談
 企業等の採用面接、企業見学会、バスツアー等への参加
 県内で実施される現地集合の体験ツアー、交流イベントへの参加
 県等が実施する各種研修会への参加

*詳細について行程表（別紙）に記載すること。

3 来県時の行程における希望等

- (1) 県内で定住機構職員のアテンドを希望する（企業面接はアテンド不可）※30日前までに申請
(2) 県内で定住機構職員のアテンドを希望しない ※7日前までに申請

4 県等が助成するその他の交通費助成金の利用について（□にチェックしてください）

同一来県について利用しません

※利用される場合、実施要綱の第3条の規定により本助成金の交付は受けられません。

別紙
行程表

日	用件	内容	団体名・担当者 と連絡先	経路・ 移動手段・ 宿泊先	訪問先 市町村
【例】 H31. 4. 20	鳥取市役所訪問	・相談員との面談 ・お試し住宅の利用	鳥取市役所 ○○相談員 TEL:0857-○○-○○○○	自宅（出発地） から鳥取市まで JRで移動 ※スーパーはくと	鳥取市
【例】 H31. 4. 21	倉吉移住体験ツアー に参加	・倉吉市の移住体験 ツアーに参加	倉吉市役所 ○○相談員 （ツアー中同行） TEL:0858-○○-○○○○	鳥取市から倉吉市 までJRで移動	倉吉市
【例】 H31. 4. 21	倉吉市で宿泊	倉吉のお試し住宅に 宿泊	倉吉市○○課 TEL:0858-○○-○○○○	倉吉市お試し住宅 ○○○	倉吉市
【例】 H31. 4. 22	企業採用面接	・株式会社○○○○ 採用面接	ふるさと鳥取県定住機構 ○○就職コーディネーター TEL:090-○○○○-○○○○	倉吉市から米子市 までJRで移動	米子市

※オーダーメイドツアー終了後に定住機構から訪問の相手方に対し、訪問の事実確認ができるように、連絡先は正確に記載すること。

申請者
氏名 様

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業の認定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり支援認定しました（不認定としました）ので、オーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

1 利用内容

(1) 来県に係る旅行期間 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()

(2) 交通手段・発着地等

公共交通機関（飛行機、鉄道、バス、フェリー）、自家用車、レンタカー
出発地 () → 訪問先 ()

(3) 同行者

氏名 _____ (申請者との続柄:) (区分: 大人 or 子ども)
氏名 _____ (申請者との続柄:) (区分: 大人 or 子ども)

※助成金の対象になる同行者は2名までとする。

(4) 交付限度額

金 _____ 円

認定要件

[]

- ※1 支援対象来県に係る旅行実施後は、要綱第6条の規定に基づき、様式第5号に必要な書類を添付の上、15日以内に機構に交付申請を行うこと。
※2 (4) 交付限度額が増額となる変更が生じる場合は、速やかに様式第3号による通知を行うこと。

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業の変更について（通知）

令和 年 月 日付第 号で認定されたオーダーメイドツアーによる来県者支援事業については、下記のとおり変更しますので、オーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱第5条第5項の規定により通知します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容（※変更となった部分のみ記載すること）

ア 来県に係る旅行期間

令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

イ 交通手段・発着地等

公共交通機関（飛行機、鉄道、バス、フェリー）、自家用車、レンタカー
出発地（ ） → 訪問先（ ）

ウ 同行者

氏名 _____（申請者との続柄： ）（区分：大人 or 子ども）

氏名 _____（申請者との続柄： ）（区分：大人 or 子ども）

エ 利用目的（該当するものにチェック）

鳥取県内市町村等の関係団体の訪問及び担当者との面談

企業等の採用面接、企業見学会、バスツアー等への参加

県内で実施される現地集合の体験ツアー、交流イベントの参加

県等が実施する各種研修会への参加

* 詳細について行程表（別紙）に記載すること。

オ 交付限度額

金 _____ 円

[記入注意] 必要または参考となる資料があれば添付すること。

申請者
氏名 様

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業の変更（中止）認定について（通知）

令和 年 月 日付鳥定住第 号で認定したこのことについては、下記のとおり
令和 年 月 日付けの変更通知を受理し、下記のとおり認定したので、オーダーメイド
ツアーによる来県者支援事業実施要綱第5条第6・7項の規程により通知します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

(1) 中止

(2) 一部変更

ア 来県に係る旅行期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

イ 交通手段・発着地等

公共交通機関（飛行機、鉄道、バス、フェリー）、自家用車、レンタカー
出発地 () → 訪問先 ()

ウ 同行者

氏名 _____ (申請者との続柄:) (区分: 大人 or 子ども)
氏名 _____ (申請者との続柄:) (区分: 大人 or 子ども)

オ 交付限度額

金 _____ 円

認定要件

[]

※支援対象来県に係る旅行実施後は、要綱第6条の規定に基づき、様式第5号に必要な書類を添付の上、15日以内に機構に交付申請を行うこと。

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業交付申請書

令和 年 月 日付鳥定住第 号により認定されたオーダーメイドツアーによる来県者支援事業については、下記のとおりツアーを実施しましたので、オーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱第6条の規定により助成金の交付を申請します。

記

1 利用内容

(1) 来県に係る旅行期間 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()

(2) 交通手段・発着地等

公共交通機関（飛行機、鉄道、バス、フェリー）、自家用車、レンタカー
出発地 () → 訪問先 ()

※いずれも市町村名まで記載すること。

なお、訪問先市町村が複数ある場合は、それら全てを記載すること。

(3) 同行者

氏名 _____ (申請者との続柄：) (区分：大人 or 子ども)

氏名 _____ (申請者との続柄：) (区分：大人 or 子ども)

※助成金の対象になる同行者は2名までとする。

*請求に必要な書類

別紙の実施レポート1～2、オーダーメイドツアーによる来県者支援事業交付申請額の算定基礎、対象経費が分かる領収書等（コピーでも可）を併せて提出すること。

別紙
実施レポート 1

日	用件	内容	団体名・担当者 と連絡先	経路・ 移動手段・ 宿泊先	訪問先 市町村
【例】 H31. 4. 20	鳥取市役所訪問	・相談員との面談 ・お試し住宅の利用	鳥取市役所 ○○相談員 TEL:0857-○○-○○○○	自宅（出発地） から鳥取市まで J Rで移動	鳥取市
【例】 H31. 4. 21	倉吉移住体験ツアー	・倉吉市の移住体験 ツアーに参加	倉吉市役所 ○○相談員 （ツアー中同行） TEL:0858-○○-○○○○	鳥取市から倉吉市 までJ Rで移動	倉吉市
【例】 H31. 4. 2	倉吉市で宿泊	倉吉のお試し住宅に 宿泊	倉吉市○○課 TEL:0858-○○-○○○○	倉吉市お試し住宅 ○○○	倉吉市
【例】 H31. 4. 22	企業採用面接	・株式会社○○○○ 採用面接	ふるさと鳥取県定住機構 ○○就職コーディネーター TEL:090-○○○○-○○○○	倉吉市から米子市 までJ Rで移動	米子市

※実際の内容について具体的に記載すること。

別紙
実施レポート2

<p>・今回来県されて、鳥取県への移住についてどのようにお考えになりましたか。 ①～③から選んでください。</p>	<p>①鳥取県への移住の決心がついた。 ②積極的に鳥取県への移住を検討したい。 ③移住自体を考え直したい。</p>
<p>(上欄で①・②をお選びになられた方)</p> <p>どの市町村への移住を決定(検討)されましたか</p> <p>また、その市町村をお選びになられた理由はなんですか。</p>	<p>移住を決めた(検討している)市町村名 (市町村名：)</p> <p>選んだ理由</p>
<p>(上欄で③をお選びになられた方)</p> <p>どのような点で移住自体を考え直したいと思われましたか。</p>	
<p>その他ご意見等があれば記入してください。</p>	

別紙

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業交付申請額の算定基礎

1 交付申請額 円

※交通費に係る交付申請額 (A) と、宿泊費に係る交付申請額 (B) を合計した金額が交付申請額になります。

2 費用内訳

(1) 交通費

日	出発地 → 到着地	移動手段	費用
			円
			円
			円
			円
		①費用合計	円
		②費用合計の1/2 ※100円未満切り捨て	円
		③交通費に係る交付申請額 (A) ※	円

※実際に負担した費用合計の1/2と、交付限度額を比較して、低い方の額が交通費に係る交付申請額となります。

(2) 宿泊費

日	宿泊施設	移動手段	費用
			円
			円
		宿泊費に係る交付申請額 (B) ※	円

※実際に負担した費用合計と、交付限度額3,000円を比較して、低い方の額が宿泊費に係る交付申請額となります。

3 助成金の口座振込先

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業の助成金の支払について、下記の口座に振込みしてください。

口座 名義人	フリガナ						
	名前						
金融機関	金融機関名			支店・出張所名			
	銀行・金庫 組合・農協			本店・支店 出張所			
	預金 種目	1 普通	口座番号 (右つめで記入)				
2 当座							
	3 ()						

申請者
氏名 様

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長

オーダーメイドツアーによる来県者支援事業の交付決定及び交付額確定通知書（通知）

令和 年 月 日付で交付申請のあったこのことについては、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので、オーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

なお、本助成金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

[対象者チェックリスト]

次の（１）～（３）の項目を踏まえ、相談担当者の面談相談等により対象者を選定すること。

※予算との兼ね合い等により優先順位をつける必要がある場合、今後の地域の担い手を確保する観点から、子育て世帯、若年層を優先する。

申請者：_____

- （１）移住を前提とした来県であるか。
※特に、これまで来県の経験がある者については、来県目的をよく確認すること。

- （２）移住後のビジョンをしっかりと持っているか。
※移住後の夢、志

- （３）自立して定住できる生活設計を持っているか。

上記（１）～（３）を踏まえ、鳥取県への移住の本気度があるか。

YES NO

令和 年 月 日

所属 _____

職氏名 _____ (印)

チェック実施

※チェック項目の確認資料として、相談票の写しを添付すること。

